

令和2年度第4回沼田市教育委員会会議録

1 期日

令和2年7月17日（金）

2 場所

テラス沼田庁議室

3 出席者

横坂隆司教育長、平形昇委員、中村俊生委員、高橋昭紀委員

4 沼田市教育委員会会議規則第19条第3号による出席者

諸田勝教育部長、北澤昇教育総務課長、角田義行学校教育課長、星野盾生涯学習課長、宮下昌文文化財保護課長、川田正樹スポーツ振興課長、鶴淵佳秀教育総務課長補佐

5 開会宣言（午後3時30分）

6 日程第1 会議録の承認

原案のとおり承認

7 日程第2 会期の決定

会期は、7月17日の一日と決定

8 日程第3 会議録署名委員の指名

教育長が高橋昭紀委員を指名

9 日程第4 教育長報告

（教育長）

学校再開から1か月半ほど経過し順調に教育活動が行われ、市教育委員会主催の会議や施設開放等も徐々に再開されているところである。しかし、このところ新型コロナウイルスへの感染が広がっており、予断を許さない状況であると思っている。7月の定例校長会で各校長に話した内容を報告したい。

- （1）先月に引き続き、学校再開時における4つの重点を継続する。
- （2）職員を育てる。
- （3）子供の危機回避能力を育成する。
- （4）個人情報適切に管理する。
- （5）先生方のメンタルヘルスを配慮する。

(教育部長)

なし

(教育総務課長)

- ・ 7月専決処分（補正予算要求概要）について
- ・ 9月定例市議会付議予定事件（補正予算要求概要）について

(学校教育課長)

- ・ 7月専決処分（補正予算要求概要）について
- ・ 9月定例市議会付議予定事件（補正予算要求概要）について

(生涯学習課長)

- ・ 7月専決処分（補正予算要求概要）について
- ・ 9月定例市議会付議予定事件（補正予算要求概要）について

(文化財保護課長)

- ・ 7月専決処分（補正予算要求概要）について
- ・ 9月定例市議会付議予定事件（補正予算要求概要）について

(スポーツ振興課長)

- ・ 7月専決処分（補正予算要求概要）について
- ・ 9月定例市議会付議予定事件（補正予算要求概要）について

(平形委員)

7月専決処分（補正予算要求概要）について、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業だと思うが、財源はどうなっているのか。

(教育総務課長)

7月専決処分（補正予算要求概要）については、新型コロナウイルス感染症対策に限定したものである。財源については、国からの交付金を可能な限り充当し、該当しないものは市の一般財源で対応するものである。

(平形委員)

施設を管理するところでは、検温器を購入すると説明があったが、納品の目処は立つのか。

(スポーツ振興課長)

生涯学習課、文化財保護課及びスポーツ振興課において同じ機種 of 自動検温器を予算計上するものであるが、機材の不足は無いという情報を得ている。

(中村委員)

スポーツ振興課の9月補正予算要求概要の中で、事前合宿推進事業を実施しないため減額するという説明があったが、この事業は来年度、同じように予算要求するのか。

(スポーツ振興課長)

そのとおりである。来年度、東京オリンピック・パラリンピックが開催される時期に合わせて、調整したいと考えている。

10 会議の非公開

日程第5の議案の審議の前に、議案第7号令和3年度使用教科用図書の採択についてを、沼田市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、会議を非公開とすることについて教育長から発議され、同条第2項の規定により討論を行わないで可否の決定を諮り、全会一致で発議のとおり非公開と決定

11 日程第5 議案第7号 令和3年度使用教科用図書の採択について

議事の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、令和3年度使用教科用図書の採択について議決を求めるもの

学校教育課長が議案書及び配付資料により説明

異議なく原案のとおり決定し、結果と会議録について8月末日まで非公開とすることを確認

12 日程第6 議案第8号 沼田市天然記念物の指定解除について

議事の概要

沼田市文化財保護法第4条の規定に基づき、沼田市天然記念物の指定解除について議決を求めるもの

文化財保護課長が議案書添付資料により説明

(中村委員)

今回の指定解除の案件は、高さ90センチメートルから上部が切断されており株は枯死しているという状況だが、仮に上部が切断されておらず立ち枯れしているような状況である場合には、指定は解除となるのか。

(文化財保護課長)

切断されているかいないかにかかわらず、本体が腐朽し枯死しているかどうか、指定解除の論点となる。

異議なく原案のとおり決定

13 閉会宣言 (午後4時22分)